

第 3 7 回 通 常 総 会

令和 4 年 6 月 2 7 日

愛媛県建設産業団体連合会

第 37 回通常総会次第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 議長の選任
4. 定足数・出席者数の報告
5. 議事録署名人の指名

評議員・評議員

6. 議 事

- (1) 第 1 号議案 会員の入退会・内容変更承認の件 …… (P. 1 ～P. 2)
- (2) 第 2 号議案 令和 3 年度事業報告承認の件 …… (P. 3 ～P. 7)
- (3) 第 3 号議案 令和 3 年度収支決算・財産目録承認の件 (P. 8 ～P. 9)
- (4) 第 4 号議案 令和 4 年度事業計画に関する件 …… (P.10～P.12)
- (5) 第 5 号議案 令和 4 年度収支予算に関する件 …… (P.13)
- (6) 第 6 号議案 令和 4 年度入会金及び年会費等の額
並びに徴収方法に関する件 …… (P.14～P.17)
- (7) 第 7 号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件 … (P.18～P.22)

省略

7. そ の 他
8. 閉会のことば

第1号議案

会員の入退会・内容変更について

愛媛県建設産業団体連合会

【入 会】

該当なし

【退 会】

該当なし

【内容変更】

○媛建産連役員関係

1. 1号会員

(一社) 愛媛県建設業協会

(旧)				(新)			
副会長	井 原	伸	→	会 長	井 原	伸	
			→	副会長	日 浅	則 仁	
副会長	山 本	初 市	→	副会長	浅 田	春 雄	
理 事	西 山	周	→	副会長	西 山	周	
理事・建築部会長				理事・建築部会長			
	白 石	誠 一	→		黒 川	照勇喜	
監 事	渡 邊	政 富	→	監 事	大 西	明 徳	

2. 2号会員

(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会

(旧)				(新)			
副会長	竹 下	明 伸	→	副会長	佐 藤	隆 史	
副会長	佐 藤	隆 史	→	副会長	清 水	盛士郎	

3. 3号会員

愛媛舗装協会

(旧)				(新)			
会 長	西 山	周	→	会 長	土 居	裕 之	

(公社) 愛媛県浄化槽協会

(旧)				(新)			
会 長	有 間	義 恒	→	会 長	加 藤	正 之	
副会長	加 藤	正 之	→	副会長	大 門	勝	

(一社) えひめ産業資源循環協会

(旧)				(新)			
副会長	岩 岡	一 平	→	副会長	小 池	正 照	
専務理事	水 口	定 臣	→	専務理事	安 岡	誠 司	

4. 4号会員

(一社) 愛媛県建築士事務所協会

(旧)		(新)
会 長	濱 本 泰 久	→ 会 長 林 貞 義

愛媛県造園緑化事業協同組合

(旧)		(新)
理事長	池 内 剛 三	→ 理事長 花 岡 良 浩

愛媛県左官業協同組合連合会

(旧)		(新)
会 長	梶 田 高 弘	→ 会 長 羽 藤 武 司

(一社) 愛媛県火薬類保安協会

(旧)		(新)
副会長	小 倉 耕 介	→ 副会長 白 石 信 義

(公社) 愛媛県建築士会

(旧)		(新)
会 長	赤 根 良 忠	→ 会 長 尾 藤 淳 一

(一社) 愛媛県警備業協会

(旧)		(新)
会 長	二 宮 義 晴	→ 会 長 田 中 克 幸

○媛暴迫協役員関係以外

5. 準会員

愛媛県土木施工管理技士会

(旧)		(新)
会 長	井 原 伸	→ 会 長 浅 田 春 雄

愛媛県型枠工事業協同組合

(旧)		(新)
理事長	城 市 静 男	→ 理事長 山 崎 哲 利

6. 賛助会員

(独) 勤労者退職金共済機構建退共愛媛県支部

建設業労働災害防止協会愛媛支部

(公財) 建設業福祉共済団愛媛県支部

(旧)		(新)
支部長	久 保 陽 生	→ 支部長 井 原 伸

※その他変更事項一別添「愛媛県建設産業団体連合会会員名簿」をご参照ください。

第4号議案

令和4年度事業計画（案）

愛媛県建設産業団体連合会

自：令和4年4月 1日

至：令和5年3月31日

最大の懸案事項であった平成30年7月西日本豪雨災害の復旧・復興については、当連合会傘下団体各位のご協力のもとほぼ完了したところであり、今後はその際の災害応急対応や災害協定活動等で露見した諸課題の検証と活動のブラッシュアップ、南海トラフ地震等災害対策・家畜伝染病対策の推進が必要不可欠である。

一方で、一昨年度「防災、減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」が成立。それに伴う国の補正予算も継続執行されるなど、建設産業界全体では明るい兆しは見えつつあるも、未だ地元中小建設関連業者は厳しい環境下で、災害支援の役割を担う建設産業団体の会員数は減少の一途を辿っており、このまま推移すると、有事の際、有効かつ迅速な支援が出来なくなると危惧している。

この解決のためには、「国土強靱化基本計画」の着実な遂行による社会資本整備予算の増額確保と事業の計画的・継続的推進が必要不可欠であり、今年度も引き続き、上部団体である全国建産連を通じて強く要望する。

また、国土交通省や愛媛県においては、様々な制度改善等に力を入れて頂き、感謝するところであるが、特に「働き方改革」を見据え、週休二日制を実現化するシステムの一層の改善と、いわゆる「新・担い手3法」の適正利潤確保の充実と市町への徹底により、若手従事者をはじめとする建設業への入職が促進される施策を望むところである。

さらに、建設キャリアアップシステムへの対応、i-Constructionの活用など生産性向上も求められていることから、当連合会においては、新型コロナウイルス感染拡大予防に細心の注意を払いつつ、下記の通り従前からの事業を継続して実施するとともに、下線の強化事項等の諸事業を展開し、県下の建設産業の健全化に寄与する。

1. 建設産業の振興に関する事項

- (1) 愛媛県工事における令和3年度入札・契約制度改革の研究及び対応と、これに係る諸問題等の提起・要望。
- (2) 建設産業生産システム合理化指針（特に、元・下関係健全化）の促進。
- (3) いわゆる「新・担い手3法」に基づく入札・契約制度に関する研究及び要望活動等の実施。
- (4) 社会保険加入促進。傘下団体作成の標準見積書の理解と活用促進。
- (5) i-Constructionへの対応及び研究。
- (6) 建設キャリアアップシステムへの対応。
- (7) 労務費・資材の実勢価格の積算単価への反映と砕石をはじめとする県産材の活用を要望。
- (8) 労務費調査の改善要望と労務単価への対応。
- (9) 当連合会加入のメリットの模索。
- (10) 建築工事現場における共益費協定の普及。
- (11) 愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会との連携の強化。
- (12) 産業廃棄物の適正な処理と建設副産物のリサイクルの促進。
- (13) 労働災害防止対策等の実施。
- (14) 愛媛県と連携しての建設産業担い手確保推進事業の充実など、若年建設従事者の確保・育成を推進。
- (15) 「働き方改革」を見据えた週休2日制導入等雇用環境改善の促進及び研究。
- (16) 新たな外国人労働者の制度に係る対応及び研究。
- (17) 建設産業におけるSDGsの研究。
- (18) その他関連する事項。

2. 研修・講習会等の実施

- (1) 法令等に定められた資格取得のため、傘下団体の会員に対し受講を周知。
 - ① 建設業法に定められた各種施工技術検定の受験。
 - ② 労働安全衛生法に定められた各種作業主任者講習の受講。
 - ③ 建設業経理(事務)士検定の受験。
- (2) 社会保険加入促進等雇用改善に関する講習会の開催。

- (3) 不当要求防止責任者講習の促進。
- (4) 入札・契約制度や各種施策に関する講習会の開催。
- (5) その他関連する事業。

3. 行政官庁への意見・要望活動

「国土強靱化基本計画」の着実な遂行による社会資本整備予算の増額確保と事業の計画的・継続的推進を中心に、

- (1) 全国建産連会長会において採択・決議される事項について要望。
- (2) 発注官庁へ適宜意見・要望活動の実施。
- (3) その他関連する事項。

4. 会議等

- (1) 建設産業における各業種間に関連する問題等について会議を開催。
- (2) (一社)全国建設産業団体連合会が開催する会議・要望活動への参加。
- (3) 中央の団体の会議に参加し、情報の収集。

5. その他の事業

- (1) クリーン愛媛運動及び愛りバー・愛ロード・愛ビーチ事業等、県下各地で清掃奉仕活動を行う。
- (2) 傘下団体ごとに献血等社会貢献活動を実施。
- (3) 愛媛県と当連合会との災害協定における細目等のブラッシュアップと家畜伝染病対応を含めた支援体制の充実、訓練の実施。
- (4) 建設業の事業継続計画（建設BCP）の促進を図る。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大予防対策の徹底。

令和4年度収支予算書(案)

愛媛県建設産業団体連合会

自:令和4年4月1日

至:令和5年3月31日

(単位:円)

【収入の部】

科目	本年度予算額	前年度予算額	増・減△	備考
1. 会費収入	3,920,000	2,185,000	1,735,000	
(1) 正会員会費収入	3,310,000	1,655,000	1,655,000	125万×1団体=125万 25万×2団体= 50万 8万×7団体= 56万 5万×20団体=100万
(2) 準会員会費収入	80,000	40,000	40,000	1万×8団体= 8万
(3) 賛助会員会費収入	80,000	40,000	40,000	2万×4団体= 8万
(4) 臨時会費収入	450,000	450,000	0	
2. 助成金収入	1,200,000	1,933,000	△ 733,000	
(1) 建設産業活性化事業等 助成金収入	1,200,000	1,933,000	△ 733,000	
3. 入会金収入	100,000	100,000	0	
(1) 入会金収入	100,000	100,000	0	
4. 雑収入	10,100	10,100	0	
(1) 受取利息	100	100	0	
(2) 雑収入	10,000	10,000	0	
当期収入合計(A)	5,230,100	4,228,100	1,002,000	
前期繰越収支差額	4,258,675	4,740,912	△ 482,237	
収入合計(B)	9,488,775	8,969,012	519,763	

【支出の部】

(単位:円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増・減△	備考
1. 事業費	2,819,000	3,650,000	△ 831,000	
(1) 研修・講習費	300,000	200,000	100,000	
(2) 建設産業担い手確保 推進事業運営費	1,369,000	2,000,000	△ 631,000	
(3) 陳情活動費	450,000	450,000	0	
(4) 事業諸費	0	300,000	△ 300,000	
(5) 負担金	700,000	700,000	0	全国建産連会費
2. 管理費	3,830,100	2,430,100	1,400,000	
(1) 人件費等負担金	700,000	600,000	100,000	建協への人件費・事務費負担金
(2) 旅費交通費	1,200,000	1,000,000	200,000	
(3) 通信運搬費	250,000	250,000	0	
(4) 消耗品費	10,000	10,000	0	
(5) 印刷製本費	50,000	50,000	0	
(6) 会議費	1,400,000	300,000	1,100,000	
① 総会費	(1,000,000)	(100,000)	(900,000)	
② 役員会議費	(300,000)	(100,000)	(200,000)	
③ 諸会議費	(100,000)	(100,000)	(0)	
(7) 図書費	20,000	20,000	0	
(8) 雑費	200,000	200,000	0	慶弔費・広告料等
(9) 法人税等	100	100	0	
3. 予備費	2,839,675	2,888,912	△ 49,237	
(1) 予備費	2,839,675	2,888,912	△ 49,237	
当期支出合計(C)	9,488,775	8,969,012	519,763	
当期収支差額(A)-(C)	△ 4,258,675	△ 4,740,912	482,237	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	

第 6 号議案

令和 4 年度入会金及び年会費等の額並びに徴収方法(案)

(自:令和 4 年 4 月 1 日～至:令和 5 年 3 月 31 日)

1. 入会金

入会金は、1 口 50,000 円として持分を次のとおりとする。

1 号会員	4 口 200,000 円 (据え置き)
2 号会員	2 口 100,000 円 (")
3 号会員	1 口 50,000 円 (")
4 号会員	1 口 50,000 円 (")
準 会 員	免除
賛助会員	免除

2. 年会費

(1) 令和 4 年度の年会費を次のとおり定める。(※平成 20 年度に減額。)

1 号会員	1,250,000 円 (令和 2 年度と同額)
2 号会員	250,000 円 (")
3 号会員	80,000 円 (")
4 号会員	50,000 円 (")
準 会 員	10,000 円 (")
賛助会員	20,000 円 (")

(2) 年会費は、9 月 30 日までに一括で納入するものとする。

3. 臨時会費

臨時会費は、業務ごとに会長が決定し、業務執行の都度、参加者が必要額を納入するものとする。

別 表

年会費該当額(順不同)

団 体 名	年 会 費
	年額(円)

1.正会員(30団体)

(1号会員 1団体)

(一社)愛媛県建設業協会	1,250,000
--------------	-----------

(2号会員 2団体)

(一社)愛媛県電設業協会	250,000
(一社)愛媛県空調衛生設備業協会	250,000

(3号会員 7団体)

(一社)愛媛県測量設計業協会	80,000
愛 媛 舗 装 協 会	80,000
四 国 地 質 調 査 業 協 会 愛 媛 支 部	80,000
愛 媛 県 生 コ ン ク リ ー ト 工 業 組 合	80,000
愛 媛 県 砕 石 工 業 組 合	80,000
(公 社) 愛 媛 県 浄 化 槽 協 会	80,000
(一社)えひめ産業資源循環協会	80,000

団 体 名	年 会 費
	年額(円)

(4号会員 20団体)

(一社)愛媛県建築士事務所協会	50,000
(一社)愛媛県冷凍空調設備工業会	50,000
愛媛県造園緑化事業協同組合	50,000
愛媛県電気工事工業組合	50,000
愛媛県管工事協同組合連合会	50,000
(一社)日本塗装工業会愛媛県支部	50,000
愛媛県左官業組合連合会	50,000
愛媛県仕上工事業協同組合	50,000
愛媛県室内装飾事業協同組合	50,000
(一社)愛媛県火薬類保安協会	50,000
(公社)愛媛県建築士会	50,000
(一社)日本造園建設業協会愛媛県支部	50,000
愛媛県板金工業組合	50,000
(一社)全国特定法面保護協会 四国地方支部愛媛県事務所	50,000
(一社)全国道路標識・標示業四国協会 愛媛県支部	50,000
愛媛県法面工事業協同組合	50,000
(一社)愛媛県中小建築業協会	50,000
(一社)愛媛県警備業協会	50,000
愛媛県コンクリート製品協会	50,000
(一財)愛媛県消防設備協会	50,000

団 体 名	年 会 費
	年額(円)

2.準会員(8団体)

愛媛県石材組合連合会	10,000
協同組合愛媛県鐵構工業会	10,000
愛媛県設備設計事務所協会	10,000
愛媛県鉄筋業協同組合	10,000
愛媛県土木施工管理技士会	10,000
愛媛県森林土木建設業協会	10,000
愛媛県土地改良建設協議会	10,000
愛媛型枠工事業協同組合	10,000

3.賛助会員(4団体)

西日本建設業保証(株)愛媛支店	20,000
(独)勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業愛媛県支部	20,000
建設業労働災害防止協会愛媛支部	20,000
(公財)建設業福祉共済団愛媛県支部	20,000

第7号議案

任期満了に伴う役員の改選について

愛媛県建設産業団体連合会定款【抜粋】

(役員の種類)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 5名以内
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 理 事 15名以上20名以内
- (5) 評 議 員 25名以上30名以内
- (6) 監 事 3 名

2. 理事の中から会長1名及び副会長5名以内を選任する。

3. 会長、副会長は、理事の互選とする。

4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の選出)

第12条 理事、評議員及び監事は正会員より推薦された者の中から総会において選出する。

2. 専務理事は、会長が所属する団体の職員の中から総会において選出する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。

2. 補欠で選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、辞任又は任期満了後も、後任者が就任するまでは、必要な職務を行う。

(役員の解任)

第14条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を得て解任することができる。この場合において、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他職員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の職務)

第15条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠けたときは、その職務を行う。

4. 理事は、理事会を組織し、その決議によって会務を執行する。

5. 評議員は、評議員会を組織し、理事会からの諮問等に応じ、又は理事会に対し意見を述べることができる。
6. 評議員会で議決した事項は、その後に開催される最初の理事会でその結果を会長に報告する。
7. 監事は、民法 59 条に定める職務を行う。

(顧問)

第 16 条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
3. 顧問は、重要事項について会長からの諮問等に応じ、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

愛媛県建設産業団体連合会規程【抜粋】

第 7 条 定款第 11 条に定める役員の加入団体からの推薦基準は、次のとおりとする。

	会長又は副会長	専務理事	理事及び監事	評議員
1 号会員	3 名	1 名	5 名	
2 号会員	1 名		2 名	1 名
3 号会員			1 名	1 名
4 号会員				1 名

第 8 条 定款第 12 条に定める役員のうち、正会員より推薦する者は、別に定める様式第 3 号役員推薦書をもって、少なくとも役員選任の行われる総会の 20 日前までに提出するものとする。

2. 監事は、1 団体から 2 名以上の役員が推薦されている団体のうちから、互選により 1 名を選任する。

第 9 条 定款第 13 条第 2 項ただし書に定める役員の補欠選任は、定款の規定にかかわらず、別に定める様式第 4 号役員変更届に基づき、書面表決によることができる。

令和4・5年度 役員名簿（案）

愛媛県建設産業団体連合会

会 長	西 岡 義 則	(一社)愛媛県建設業協会	顧問会長・松山支部長
※ 副会長	井 原 伸	(一社)愛媛県建設業協会	会長・四国中央支部長
※ "	黒 川 照勇喜	(一社)愛媛県建設業協会	理事・建築部会長
"	松 本 純 一	(一社)愛媛県電設業協会	会長
"	土 居 仁	(一社)愛媛県空調衛生設備業協会	会長
※ 理 事	浅 田 春 雄	(一社)愛媛県建設業協会	副会長・ 宇和島地方支部長
"	泉 慎 一	(一社)愛媛県建設業協会	副会長・伊予支部長
※ "	日 浅 則 仁	(一社)愛媛県建設業協会	副会長・今治支部長
"	西 山 周	(一社)愛媛県建設業協会	副会長・舗装部会長
"	小 関 真 博	(一社)愛媛県電設業協会	副会長
※ "	佐 藤 隆 史	(一社)愛媛県空調衛生設備業協会	副会長
"	大 野 二 郎	(一社)愛媛県測量設計業協会	会長
※ "	土 居 裕 之	愛媛舗装協会	会長
"	神 野 邦 彦	四国地質調査業協会愛媛支部	支部長
"	泉 圭 一	愛媛県生コンクリート工業組合	理事長
"	岡 寛	愛媛県砕石工業組合	理事長

※	理事	加藤 正之	(公社) 愛媛県浄化槽協会	会長
※	〃	小池 正照	(一社) えひめ産業資源循環協会	副会長
	評議員	近藤 博文	(一社) 愛媛県電設業協会	副会長
	〃	貝崎 正剛	(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会	副会長
	〃	小笠原 公英	(一社) 愛媛県測量設計業協会	理事
※	〃	新地 保彦	愛媛舗装協会	監事
	〃	二神 久士	四国地質調査業協会愛媛支部	理事
	〃	飛鷹 康志	愛媛県生コンクリート工業組合	副理事長
	〃	相原 正義	愛媛県砕石工業組合	副理事長
※	〃	大門 勝	(公社) 愛媛県浄化槽協会	副会長
※	〃	安岡 誠司	(一社) えひめ産業資源循環協会	専務理事
※	〃	林 貞義	(一社) 愛媛県建築士事務所協会	会長
	〃	豊田 太一	(一社) 愛媛県冷凍空調設備工業会	会長
※	〃	花岡 良浩	愛媛県造園緑化事業協同組合	理事長
	〃	木村 泰浩	愛媛県電気工事工業組合	理事長
	〃	櫻井 健吾	愛媛県管工事協同組合連合会	会長
	〃	池田 昭大	(一社) 日本塗装工業会愛媛県支部	支部長
※	〃	羽藤 武司	愛媛県左官業組合連合会	会長
	〃	池田 貞伸	愛媛県仕上工事業協同組合	理事長

評議員	須川卓二	愛媛県室内装飾事業協同組合	理事長
※	〃	白石信義	(一社)愛媛県火薬類保安協会 副会長
※	〃	尾藤淳一	(公社)愛媛県建築士会 会長
	〃	高須賀盛満	(一社)日本造園建設業協会 愛媛県支部 支部長
	〃	後藤達也	愛媛県板金工業組合 理事長
	〃	武井康明	(一社)全国特定法面保護協会 四国地方支部愛媛県事務所 支部長
	〃	吉田隆敏	(一社)全国道路標識・標示業 四国協会愛媛県支部 支部長
	〃	蟻塚昌洋	愛媛県法面工事業協同組合 理事長
	〃	佐々木敬史	(一社)愛媛県中小建築業協会 会長
※	〃	田中克幸	(一社)愛媛県警備業協会 会長
	〃	菊野先一	愛媛県コンクリート製品協会 会長
	〃	黒田和夫	(公財)愛媛県消防設備協会 理事長
専務理事	宮本泉	(一社)愛媛県建設業協会	専務理事
※ 監事	大西明德	(一社)愛媛県建設業協会	監事
	〃	青木俊雄	(一社)愛媛県電設業協会 副会長
※	〃	清水盛士郎	(一社)愛媛県空調衛生設備業協会 副会長

※ - 新任

第 3 5 回 通 常 総 会

令和 4 年 6 月 2 7 日

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会

第 35 回通常総会次第

1. 開会のことば
2. 会長あいさつ
3. 定足数・出席者数・議長の選任の報告
4. 議事録署名人の指名

幹事・ _____ 幹事

5. 議 事

- (1) 第 1 号議案 会員の入退会・内容変更の件 …………… (P. 1 ～P. 2)
- (2) 第 2 号議案 令和 3 年度事業報告承認の件 …………… (P. 3)——— (省略)
- (3) 第 3 号議案 令和 4 年度事業計画に関する件 …………… (P. 4 ～P. 5)
- (4) 第 4 号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件 …… (P. 6 ～P. 9)
- (5) 第 5 号議案 顧問・参与の委嘱の件 …………… (P.10)
6. 暴力団等の追放決議（案）の採択の件 …………… (P.11)
7. そ の 他
8. 閉会のことば

会員の入退会・内容変更について

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会

【入 会】 該当なし

【退 会】 該当なし

【内容変更】

○媛暴追協役員関係

1. 1号会員

(一社) 愛媛県建設業協会

(旧)				(新)		
副会長	井 原	伸	→	会 長	井 原	伸
			→	副会長	日 浅	則 仁
副会長	山 本	初 市	→	副会長	浅 田	春 雄
			→	理 事	二 宮	実千雄
理 事	西 山	周	→	副会長	西 山	周
理 事	中 畑	健 右				
理 事	大 野	彰 一	→	理 事	尾 崎	浩 二
理事・建築部会長				理事・建築部会長		
	白 石	誠 一	→		黒 川	照勇喜
監 事	渡 邊	政 富	→	監 事	大 西	明 徳

2. 2号会員

(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会

(旧)				(新)		
副会長	竹 下	明 伸	→	副会長	佐 藤	隆 史
副会長	佐 藤	隆 史	→	副会長	清 水	盛士郎

3. 3号会員

愛媛舗装協会

(旧)				(新)		
会 長	西 山	周	→	会 長	土 居	裕 之

(公社) 愛媛県浄化槽協会

(旧)				(新)		
会 長	有 間	義 恒	→	会 長	加 藤	正 之

(一社) えひめ産業資源循環協会

(旧)				(新)		
副会長	岩 岡	一 平	→	副会長	小 池	正 照

4. 4号会員

(一社) 愛媛県建築士事務所協会

(旧)		(新)		
会 長	濱 本 泰 久	→	会 長	林 貞 義

愛媛県造園緑化事業協同組合

(旧)		(新)		
理事長	池 内 剛 三	→	理事長	花 岡 良 浩

愛媛県左官業協同組合連合会

(旧)		(新)		
会 長	梶 田 高 弘	→	会 長	羽 藤 武 司

(一社) 愛媛県火薬類保安協会

(旧)		(新)		
副会長	小 倉 耕 介	→	副会長	白 石 信 義

(公社) 愛媛県建築士会

(旧)		(新)		
会 長	赤 根 良 忠	→	会 長	尾 藤 淳 一

(一社) 愛媛県警備業協会

(旧)		(新)		
会 長	二 宮 義 晴	→	会 長	田 中 克 幸

5. 準会員

愛媛県土木施工管理技士会

(旧)		(新)		
会 長	井 原 伸	→	会 長	浅 田 春 雄

愛媛県型枠工事業協同組合

(旧)		(新)		
理事長	城 市 静 男	→	理事長	山 崎 哲 利

○媛暴迫協役員関係以外

6. 賛助会員

(独) 勤労者退職金共済機構建退共愛媛県支部

建設業労働災害防止協会愛媛支部

(公財) 建設業福祉共済団愛媛県支部

(旧)		(新)		
支部長	久 保 陽 生	→	支部長	井 原 伸

※その他変更事項一別添「愛媛県建設産業団体連合会会員名簿」をご参照ください。

令和4年度事業計画（案）

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会

自：令和4年4月1日

至：令和5年3月31日

暴力団対策法の施行と暴力団排除条例の普及・強化に伴って、その効果が顕著に現れてきている。しかしながら、暴力団等反社会的勢力は、特殊詐欺に代表されるようその活動や資金源獲得方法がSNS等を活用し巧妙化・地下化し、さらに分裂に伴う暴力団同士の抗争も引き続き懸念されるなど、社会に対し大きな不安と恐怖を与え続けている。また、建設産業に介入する暴力事案及び資金要求事案等も減少傾向にはあるものの、依然として後を絶たない現状であり、建設産業界にとってその予防と排除が引き続き重要な課題となっている。

このため当協議会としては、建設産業の健全な発展を目的として、これらの諸課題に適切に対応していく必要があり、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」と愛媛県暴力団排除条例の主旨等をもとに本年度事業として次の事業を実施する。

記

1. 会議等の開催

(1) 役員会の開催

役員会は必要に応じて適宜開催する。

(2) 通常総会の開催

通常総会は媛建産連総会時に開催する。

2. 暴力追放活動の推進

建設産業に介入する暴力事案と資金提供等要求に対して的確な対応を実施するため、対応策の周知徹底を図り、次のとおり暴力追放活動を推進する。

(1) 暴力追放三ない運動の徹底

(2) 巡回指導による介入暴力の予防と排除

- (3) 講演会の周知（不当要求防止責任者の新規及び更新講習）等による対応策の指導
- (4) 関係法令（暴力団対策法）の周知徹底

3. 関係機関、団体等との連絡、協調

関係機関、団体との連携を密にし、介入暴力対策の協議・検討及び暴力情報の収集・交換を図るため、次の活動を推進する。

- (1) 関係機関、団体等の暴排活動への積極的参加
- (2) 関係機関、団体等との研修会の開催
- (3) 媛建暴追協各団体等との研修会の開催

第4号議案

任期満了に伴う役員の改選について

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会規約【抜粋】

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 5 名以内
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 幹 事 4 5 名以上 5 5 名以内
- (5) 監 事 3 名

2 会長は、媛建産連会長をもって充てる。

3 副会長は、媛建産連副会長をもって充てる。

4 専務理事は、媛建産連専務理事をもって充てる。

5 幹事は、媛建産連の理事及びその他の団体の長並びに第14条で定める支部長又は部会長をもって充てる。

6 監事は、媛建産連の監事をもって充てる。

7 総会の議決を経て、顧問及び参与を置くことができる。

8 顧問及び参与は、県警察本部及び関係行政機関より選出し、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第6条 会長は媛建暴迫協を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した順序によってその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代行する。会長及び副会長が欠けたときは、その職務を行う。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

2 媛建産連の役員を辞任した場合は、本会の役員もその後任者と交代する。

3 交代した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は任期満了後も、後任者が就任するまでは、必要な職務を行う。

令和4・5年度 役員名簿（案）

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会

会 長	西 岡 義 則	(一社)愛媛県建設業協会	顧問会長・松山支部長
※ 副会長	井 原 伸	(一社)愛媛県建設業協会	会長・四国中央支部長
※ "	黒 川 照勇喜	(一社)愛媛県建設業協会	理事・建築部会長
"	松 本 純 一	(一社)愛媛県電設業協会	会長
"	土 居 仁	(一社)愛媛県空調衛生設備業協会	会長
※ 幹 事	浅 田 春 雄	(一社)愛媛県建設業協会	副会長・ 宇和島地方支部長
"	泉 慎 一	(一社)愛媛県建設業協会	副会長・伊予支部長
※ "	日 浅 則 仁	(一社)愛媛県建設業協会	副会長・今治支部長
※ "	西 山 周	(一社)愛媛県建設業協会	副会長・舗装部会長
"	米 谷 方 利	(一社)愛媛県建設業協会	理事・新居浜支部長
"	星 加 隆 夫	(一社)愛媛県建設業協会	理事・西条支部長
"	久 保 陽 生	(一社)愛媛県建設業協会	理事・上浮穴支部長
"	藤 川 広 治	(一社)愛媛県建設業協会	理事・八幡浜支部長
"	羽 田 保 恵	(一社)愛媛県建設業協会	理事・南宇和支部長
※ "	尾 崎 浩 二	(一社)愛媛県建設業協会	理事・喜多支部長
※ "	二 宮 実千雄	(一社)愛媛県建設業協会	理事・西予支部長
"	小 関 真 博	(一社)愛媛県電設業協会	副会長
※ "	佐 藤 隆 史	(一社)愛媛県空調衛生設備業協会	副会長

幹 事	大 野 二 郎	(一社)愛媛県測量設計業協会	会長
※	〃	土 居 裕 之	愛媛舗装協会 会長
	〃	神 野 邦 彦	四国地質調査業協会愛媛支部 支部長
	〃	泉 圭 一	愛媛県生コンクリート工業組合 理事長
	〃	岡 寛	愛媛県砕石工業組合 理事長
※	〃	加 藤 正 之	(公社)愛媛県浄化槽協会 会長
※	〃	小 池 正 照	(一社)えひめ産業資源循環協会 副会長
※	〃	林 貞 義	(一社)愛媛県建築士事務所協会 会長
	〃	豊 田 太 一	(一社)愛媛県冷凍空調設備工業会 会長
※	〃	花 岡 良 浩	愛媛県造園緑化事業協同組合 理事長
	〃	木 村 泰 浩	愛媛県電気工事工業組合 理事長
	〃	櫻 井 健 吾	愛媛県管工事協同組合連合会 会長
	〃	池 田 昭 大	(一社)日本塗装工業会愛媛県支部 支部長
※	〃	羽 藤 武 司	愛媛県左官業組合連合会 会長
	〃	池 田 貞 伸	愛媛県仕上工事業協同組合 理事長
	〃	須 川 卓 二	愛媛県室内装飾事業協同組合 理事長
※	〃	白 石 信 義	(一社)愛媛県火薬類保安協会 副会長
※	〃	尾 藤 淳 一	(公社)愛媛県建築士会 会長
	〃	高須賀 盛 満	(一社)日本造園建設業協会 愛媛県支部 支部長
	〃	後 藤 達 也	愛媛県板金工業組合 理事長

幹 事	武 井 康 明	(一社) 全国特定法面保護協会 四国地方支部愛媛県事務所	支部長
”	吉 田 隆 敏	(一社) 全国道路標識・標示業 四国協会愛媛県支部	支部長
”	蟻 塚 昌 洋	愛媛県法面工事業協同組合	理事長
”	佐々木 敬 史	(一社) 愛媛県中小建築業協会	会長
※ ”	田 中 克 幸	(一社) 愛媛県警備業協会	会長
”	菊 野 先 一	愛媛県コンクリート製品協会	会長
”	黒 田 和 夫	(一財) 愛媛県消防設備協会	理事長
”	渡 部 猛	愛媛県石材組合連合会	会長
”	登 尾 昌 弘	協同組合愛媛県鐵構工業会	理事長
”	大 和 正 年	愛媛県設備設計事務所協会	会長
”	山 本 信 二	愛媛県鉄筋業協同組合	理事長
”	高 山 康 人	愛媛県森林土木建設業協会	会長
”	篠 原 実	愛媛県土地改良建設協議会	会長
※ ”	山 崎 哲 利	愛媛型枠工事業協同組合	理事長
”	前 田 満 昭	西日本建設業保証(株)愛媛支店	支店長
専務理事	宮 本 泉	(一社) 愛媛県建設業協会	専務理事
※ 監 事	大 西 明 徳	(一社) 愛媛県建設業協会	監事
”	青 木 俊 雄	(一社) 愛媛県電設業協会	副会長
※ ”	清 水 盛士郎	(一社) 愛媛県空調衛生設備業協会	副会長

※ - 新任

第5号議案

顧問、参与の委嘱について(案)

規約第5条第7項及び第8項による。

	役 職 名	氏 名	所 属 役 職 名
※	顧 問	白 田 英 樹	愛媛県警察本部刑事部長
	〃	葛 原 健 二	愛媛県土木部長
※	〃	江 里 寿 樹	愛媛県土木部土木管理局長
※	参 与	新 居 田 茂 夫	愛媛県警察本部刑事部参事官(組織犯罪対策課長)
※	〃	加 藤 道 和	愛媛県土木部土木管理局土木管理課長
※	〃	松 本 亨	愛媛県警察本部警備部参事官(公安課長)

※印:交替者

【交替の理由】

- (1) 白田英樹氏は、令和4年3月22日付異動により、前顧問 石崎洋一氏の後任者。
- (2) 江里寿樹氏は、令和4年4月1日付異動により、前顧問 土居祐二氏の後任者。
- (3) 新居田茂夫氏は、令和4年3月22日付異動により、前参与 河野数豊氏の後任者。
- (4) 加藤道和氏は、令和4年4月1日付異動により、前参与 神原浩司氏の後任者。
- (5) 松本亨氏は、令和4年3月22日付異動により、前参与 渡辺良浩氏の後任者。

暴力団等反社会的勢力の追放決議（案）

われわれ愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会は、暴力の脅威と不安を一掃し、建設産業の健全な発展向上と、真に明るい地域社会の実現に寄与するため、愛媛県暴力団排除条例の趣旨に則り、警察をはじめ、県当局及び市町、暴力追放推進センターなど関係機関との連携を密にし、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めつつ、一致団結して次の事項を実行し、建設産業から暴力団等反社会的勢力の徹底的追放に邁進することを宣言する。

記

- 一、暴力団等反社会的勢力の企業並びに工事への関与など、取引を含めた一切の関係遮断を徹底する。
- 一、公共事業に対する暴力団等反社会的勢力からの不当要求があった時は、発注者等の関係機関に通報するとともに、下請参入をさせないよう関係機関との連携を徹底する。
- 一、暴力団等反社会的勢力との裏取引や資金提供を行わず、警察等の外部専門機関との連携を密にして被害の防止を徹底する。
- 一、暴力団等反社会的勢力からのあらゆる不法・不当な要求に対しては、組織的対応によりこれを断固拒否し、すみやかに警察に通報するとともに、有事における民事と刑事の法的対応を徹底する。
- 一、暴力団等反社会的勢力からの不当な要求に対する被害を未然に防止するため、当協議会傘下団体の会員企業に対応体制を整備し、「不当要求防止責任者」を選任・更新するよう推進する。

右決議する。

令和四年六月二十七日

愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会

愛媛県建設産業団体連合会 会 員 名 簿

【令和4年6月27日現在】

会 員	会 員 名	役 職 名	代 表 者 名	所 在 地	電 話 番 号	支 部 部 会 数	構 成 員 数	事 務 局 長
1号	(一社)愛媛県建設業協会	会 長	井 原 伸	松山市二番町四丁目4番地4(愛媛県建設会館5F)	089-943-5334	12支部・4部会	497社	関 谷 慎 吾
	(一社)愛媛県電設業協会	会 長	松 本 純 一	松山市二番町四丁目4番地4(愛媛県建設会館2F)	089-931-5598		76社	大 野 毅 彦
	(一社)愛媛県空調衛生設備業協会	会 長	土 居 仁	松山市宮内町188-8(グランディア宮内ビル2F)	089-945-8130		41社	村 上 哲 司
2号	(一社)愛媛県測量設計業協会	会 長	大 野 二 郎	松山市二番町四丁目4番地4(愛媛県建設会館2F)	089-931-8388	3支部	36社	山 本 司
	愛媛建築協会	会 長	土 居 裕 之	松山市二番町四丁目4番地4(愛媛県建設会館2F)	089-921-8613		14社	上 田 三 歩
	四国地産調査業協会 愛媛支部	支 部 長	神 野 邦 彦	松山市小栗7丁目11番19号(納愛建設コンサルタント内)	089-947-0270		25社	清 水 修
3号	愛媛県生コンクリート工業組合	理 事 長	泉 圭 一	松山市天山3丁目8-20	089-948-1705	5協同組合	50社	芥 川 秀 海
	愛媛県管工事業組合	理 事 長	岡 寛	松山市三番町4丁目4番地7(松山建設会館4F)	089-945-4637	3支部	15社	山 崎 敏 雄
	(公社)愛媛県浄化槽協会	会 長	加 藤 正 之	松山市辻町2番31号	089-925-2661	9支部	486社	森 山 哲 典
4号	(一社)えひめ産業資源循環協会	会 長	西 山 周	松山市花園町7番地3	089-986-3450	5支部	412社	安 岡 誠 司
	(一社)愛媛県建築士事務所協会	会 長	林 貞 義	松山市二番町四丁目1-5(愛媛県建築士会館3F)	089-945-5200	3支部	186社	黒 河 孝 俊
	(一社)愛媛県冷凍空調設備工業会	会 長	豊 田 太 一	松山市天山三丁目13-1(ロータリー天山102号)	089-947-2624	3支部	73社	松 原 公 典
5号	愛媛県造園緑化事業協同組合	理 事 長	花 岡 良 浩	東温市上村字上河原甲398-1	089-955-0282	8支部	117社	宮 内 佑
	愛媛県電気工事業組合	理 事 長	木 村 泰 浩	松山市三番町四丁目7番地7(愛媛汽船松山ビル5F)	089-931-3011	12支部	674社	住 田 尚 茂
	愛媛県管工事協同組合連合会	会 長	櫻 井 健 吾	松山市本町7丁目2番地(愛媛県本町ビル2F)	089-946-5550	13組合	291社	青 徹 夫
6号	(一社)日本塗装工業会 愛媛県支部	支 部 長	池 田 昭 大	松山市福音寺町230番地	089-976-7050		59社	大 井 香 純
	愛媛県左官業組合連合会	会 長	羽 藤 武 司	松山市土居町332-6	089-908-3977	11支部	161社	力 石 洋 子
	愛媛県土木事業協同組合	理 事 長	田 田 貞 伸	松山市六軒家町3番20号(納タガ2F)	089-926-2067		34社	上 田 佳 奈
7号	愛媛県室内装飾事業協同組合	理 事 長	須 川 卓 二	松山市一番町一丁目14-10(井手ビル3F)	089-943-6834	3支部	150社	岡 本 妙 衣
	(一社)愛媛県火災防犯協会	会 長	泉 眞 一	松山市三番町四丁目4番地4(愛媛県建設会館2F)	089-943-4889	16支部	563社	宮 本 泉
	(公社)愛媛県建築士会	会 長	尾 藤 淳 一	松山市二番町四丁目1-5(愛媛県建築士会館2F)	089-945-6100	10支部	1,434名	渡 辺 修
8号	(一社)日本造園建設業協会 愛媛県支部	支 部 長	高 須 眞 盛 満	松山市水堀町46-23	089-993-6388		21社	栗 原 奈 々 恵
	愛媛県合金工業組合	理 事 長	後 藤 達 也	松山市来生町1294番地3(綿田板金工業所内)	089-993-6120	8支部	78社	高 岡 富 茂
	(一社)全国特定法面保護協会の 四国地方支部 愛媛県事務所	支 部 長	武 井 展 明	松山市天山2丁目6-12(太陽天山ビル2F 日特建設松山営業所内)	089-998-2221		8社	武 井 展 明
9号	(一社)全国道路構構・標示業四国協会 愛媛県支部	支 部 長	吉 田 隆 敏	松山市藤原2丁目1-26	089-946-0359		13社	松 岡 宏 明
	愛媛県法面工事業協同組合	理 事 長	蟻 塚 昌 洋	松山市古三瀬5-8-10-305	089-951-6456		10社	金 子 昭
	(一社)愛媛県中小建築業協会	会 長	佐 々 木 敏 史	松山市勝山町2丁目3-1(建設国保ビル内)	089-943-5525		1,603社	芳 野 眞 義 夫
10号	(一社)愛媛県警備業協会	会 長	田 中 克 幸	松山市一番町2丁目6-15(伊予鉄会館別館ビル2F)	089-931-4334		82社	渡 部 成 二
	愛媛県コンクリート製品協会	会 長	菊 野 亮 一	松山市大手町一丁目8番地8(菊キク7F内)	089-941-2110		8社	處 鉄 博
	(一財)愛媛県消防設備協会	理 事 長	黒 田 和 夫	松山市本町七丁目2番地(愛媛県本町ビル2F)	089-996-7141		243社	渡 部 秋 知
準 会 員	愛媛県石材組合連合会	会 長	渡 部 猛	松山市馬木町296-1(納大日石材内)	089-978-1414	6支部	30社	村 田 公
	協同組合愛媛県樹精工業会	理 事 長	登 屋 昌 弘	東温市牛淵橋畑1094-1	089-964-9471		41社	岡 本 勇 治
	愛媛県設備設計事務所協会	会 長	大 和 正 年	松山市天山1丁目12-12	089-932-7799		7社	土 居 香
11号	愛媛県鉄筋業協同組合	理 事 長	山 本 信 二	松山市西宝生町350-1(楠山口鉄筋内)	089-973-4031		18社	山 口 勇 人
	愛媛県土木施工管理技士会	会 長	浅 田 春 雄	松山市二番町四丁目4番地4(愛媛県建設会館4F)	089-931-7881	13支部	3,333名	山 下 勝 徳
	愛媛県森林土木建設業協会	会 長	高 山 康 人	松山市三番町四丁目4-1(愛媛県林業会館内)	089-941-0164		28団体	高 田 浩 徳
12号	愛媛県土地改良建設協議会	会 長	篠 原 実	松山市愛光町1-24(県土連ビル)	089-927-7036		16団体	村 上 誠
	愛媛県型枠工事業協同組合	理 事 長	山 崎 智 利	松山市和泉北1丁目17-13	089-931-4832		20社	藤 村 英 義
賛 助 会 員	西日本建設業保証(株) 愛媛支店	支 店 長	前 田 満 昭	松山市二番町四丁目4番地4(愛媛県建設会館3F)	089-941-4660			
	(独)勤労者退職金共済機構 建設共愛媛県支部	支 部 長	井 原 伸	松山市二番町四丁目4番地4(愛媛県建設会館5F)	089-943-5406		2,550社	関 谷 慎 吾
	建設業労働災害防止協会 愛媛支部	支 部 長	井 原 伸	松山市二番町四丁目4番地4(愛媛県建設会館5F)	089-943-5380	13分会・9団体	734社+9団体	永 原 徹
13号	(公財)建設業福祉共済 愛媛県支部	支 部 長	井 原 伸	松山市二番町四丁目4番地4(愛媛県建設会館5F)	089-943-5324	12支部	645社	関 谷 慎 吾

※各団体傘下会員数には、若干誤差がある。